

【重要論点 民法（物権）】（月曜日 7 時限）

星野 豊

講義のねらい

民法のうち、債権の分野における「重要論点」とされるものを解説する。

債権は全体として取り扱う範囲が広範であり、特に債権総論部分については、やや抽象度が高い議論が行われる分野であるため、できる限り具体的な事例を基に解説することを心がけるが、概念の定義や制度趣旨について確実に理解し、条文を正確に確認することを勧める。

講義の内容・スケジュール

前期において債権総論及び契約総論を扱い、後期において契約各論及び事務管理・不当利得・不法行為を扱う。基本的な予定は次のとおりであるが、臨時に変更ないし順延することもありうる。

授業の進行については、原則として対面とオンラインとを併用して行うこととするが、個別の事情あるいは全体的な状況により、変更することがありうる。また、授業中に意見や解釈を求められることがあるため、積極的に参加されたい。

《前期》

- ① 債権の概念
- ② 債権の目的・種類、利息制限法制
- ③ 履行強制
- ④ 債務不履行
- ⑤ 弁済、代物弁済
- ⑥ 供託・相殺・更改・免除・混同
- ⑦ 債権者代位権
- ⑧ 債権者取消権
- ⑨ 分割債務、不可分債務、連帯債務、保証債務
- ⑩ 債権譲渡・債務引受
- ⑪ 契約の概念
- ⑫ 契約の締結・効力・解除
- ⑬⑭（予備日）

《後期》

- ① 贈与・売買・交換
- ② 消費貸借・賃貸借・使用貸借
- ③ 雇用・請負・委任・寄託
- ④ 組合・終身定期金・和解、無名契約
- ⑤ 事務管理・不当利得
- ⑥ 不法行為の概念
- ⑦ 不法行為の要件効果
- ⑧ 監督者・使用者・注文主・工作物・動物占有者
- ⑨ 共同不法行為・その他の法律上の責任
- ⑩⑪（予備日）

教科書等

各自が気の合う教科書を用いれば足りるので、特定の教科書を指定することはしない。但し、せっかく買った本はきちんと読むことを強く勧める。

六法は、携帯していれば便利なが、ウェブ上の条文サイトを使いこなすことができれば、むしろ将来はその方が役に立つ。